

6

ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること（既存の施設に係る事務及び小布施町を除く）

経緯

ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理の経緯は表6-1のとおりです。

表6-1 ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関する経緯

年月	内容
平成9年1月 ～ 平成12年3月	長野地域のごみ処理広域化は、旧厚生省の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成9年1月）及び「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月）に基づき、平成11年3月に長野県が「長野県ごみ処理広域化計画」を策定した。これを受け、平成12年3月に「長野地域ごみ処理広域化基本計画」を策定した。
平成14年3月	「長野地域ごみ処理広域化基本計画」の見直しを行う。
平成15年12月	焼却施設を長野市内（A焼却施設）及び更埴ブロック内（B焼却施設）に、最終処分場を須高ブロック内に建設することを決定した。
平成17年11月	A焼却施設の建設候補地が長野市大豆島地区と選定される。
平成18年3月	「長野地域ごみ処理広域化基本計画（平成14年3月版）」の見直しを行い、「ごみ処理広域化基本計画（平成18年3月版）」を策定した。
平成21年1月	「長野地域循環型社会形成推進地域計画」を策定した。
平成21年8月	B焼却施設の建設候補地が千曲市屋代地区と選定される。 最終処分場の建設候補地が須坂市仁礼地区と選定される。
平成22年3月	「長野広域連合ごみ処理施設整備計画等専門委員会」を設置した。
平成23年2月	「ごみ処理広域化基本計画（平成18年3月版）」を改定した。
平成24年3月	「A焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。
平成25年1月	大豆島地区住民自治協議会からA焼却施設建設について基本同意を得る。
平成25年3月	「ごみ処理広域化基本計画（平成23年2月版）」を一部修正した。
平成25年3月	大豆島地区住民自治協議会、長野市、長野広域連合の3者にてA焼却施設建設に関する協定を締結した。
平成26年1月	「長野広域連合ごみ処理施設建設事業者等選定委員会」を設置した。
平成26年12月	「長野地域循環型社会形成推進地域計画（第2期）」を策定した。
平成27年3月	「ごみ処理広域化基本計画（平成23年2月版）」を改定した。
平成27年4月	「B焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。
平成27年7月	A焼却施設について、工事請負契約及び運営業務委託契約を締結した。
平成27年10月	須坂市仁礼町区から最終処分場建設について基本同意を得る。
平成27年12月	須坂市仁礼町区、須坂市、長野広域連合の3者にて最終処分場建設に関する基本協定を締結した。
平成28年3月	屋代第五区及び屋代中島ごみ焼却施設対策委員会からB焼却施設建設について基本同意を得る。
平成28年5月	A焼却施設の建設工事に着手した。
平成29年3月	屋代第六区及び屋代第六区街づくり運営委員会からB焼却施設建設について基本同意を得る。 屋代第五区、屋代第六区、千曲市、長野広域連合の4者にてB焼却施設建設に関する基本協定を締結した。
平成30年2月	最終処分場建設事業に係る生活環境影響調査書を公告した。

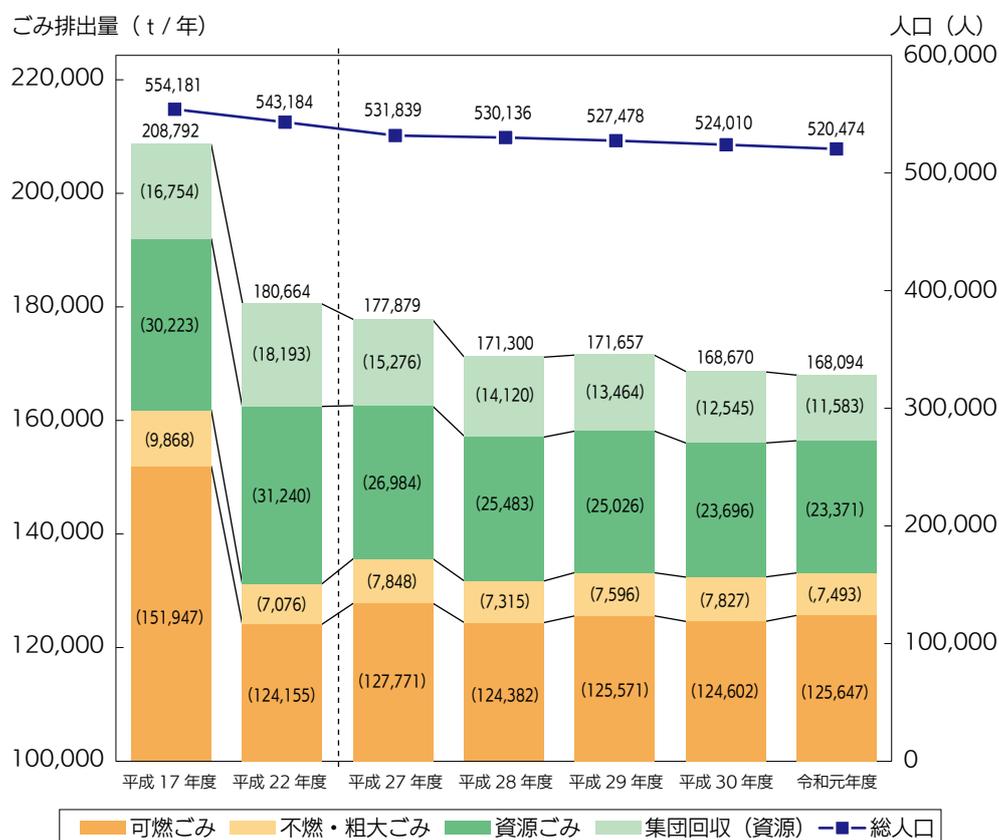
年 月	内 容
平成 30 年 5 月	最終処分場建設工事（本体工事）及び最終処分場浸出水処理施設建設工事の請負契約を締結した。
平成 30 年 7 月	A 焼却施設の正式名称を「ながの環境エネルギーセンター」に決定した。最終処分場の建設工事に着手した。
平成 30 年 8 月	B 焼却施設について、工事請負契約及び運営業務委託契約を締結した。
平成 31 年 2 月	A 焼却施設「ながの環境エネルギーセンター」が竣工した。
平成 31 年 3 月	ながの環境エネルギーセンターの本稼働を開始した。
令和元年 5 月	B 焼却施設の建設工事に着手した。
令和 2 年 9 月	最終処分場建設工事（本体工事）が竣工した。
令和 2 年 11 月	最終処分場の愛称名を「エコパーク須坂」に決定した。
令和 3 年 2 月	最終処分場浸出水処理施設建設工事が竣工した。エコパーク須坂の埋立業務を開始した。
令和 3 年 3 月	「ごみ処理広域化基本計画（平成 27 年 3 月版）」を改定した。

現状と課題

1 ごみ排出量の推移

ごみ処理の有料化が平成 18 年から平成 22 年の間に 6 市町村で行われたことなどにより、ごみ排出量は大きく減少し、以降減少傾向が続いています。ここ 5 年間は、集団回収（資源）及び資源ごみの排出量は減少していますが、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの排出量は横ばいで推移しています（図 6 - 1 参照）。

図 6 - 1 ごみ排出量の推移



注) 総人口は、長野県発表の毎月人口異動調査に基づく10月1日現在の人口

2 ごみ焼却施設

(1) ながの環境エネルギーセンターの管理及び運営

ながの環境エネルギーセンターをDBO方式⁽¹⁾により整備し、長野市清掃センター、須坂市清掃センター及び北部衛生クリーンセンターで行っていた可燃ごみの処理を統合しました。

ながの環境エネルギーセンターでは、排出される副生成物（熔融スラグ、焼却主灰及び焼却飛灰等）の50%以上を有効利用又は民間施設において資源化し、最終処分量の削減を図っています。

ごみ焼却により発電された電力は、小売電気事業者が買い取り、その一部は長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等で利用しているほか、「電力の地産地消モデル事業」として長野市立の小・中学校・高校に供給されています。

令和元年10月の令和元年東日本台風による災害ごみが大量に発生し、現在も処理を続けています。今後、災害等の緊急時におけるごみ処理について、広域的な相互協力体制を確立する必要があります。

(2) B焼却施設の整備

千曲市に整備中のB焼却施設は、稼働目標が当初予定の平成30年度から3年の遅れが生じており、竣工は令和4年3月末の見込みとなっています。一方で、施設の廃止予定を延長して稼働を続けている葛尾組合の焼却施設は老朽化が顕著なことから、新施設の確実な稼働が求められています。

* 1 DBO方式：民間事業者が施設の設計（Design）建設（Build）及び運営（Operate）を一括して行う方式

表6-2 長野地域のごみ焼却施設

設置主体	施設名称	施設型式	稼働年月	施設規模 (t/日)	処理区域
長野広域連合	ながの環境エネルギーセンター	全連続式 ストーカ炉 +灰熔融	平成31年3月	焼却炉 405 灰熔融炉 22	長野市、須坂市、 高山村、信濃町、 小川村、飯綱町
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	全連続式 ストーカ炉	昭和54年7月	80	千曲市、坂城町

3 最終処分場

長野地域における一般廃棄物最終処分場（愛称名：エコパーク須坂）を須坂市に整備し、ながの環境エネルギーセンターから排出される有効利用しない一部の熔融スラグ、飛灰処理物、熔融不適物を埋立処分しています。また、千曲市に建設中のB焼却施設においても、焼却灰等の資源化により最終処分量の削減を図るとともに、有効利用しない一部の熔融スラグ、飛灰処理物、熔融不適物の処理について、エコパーク須坂に埋立処分する予定です。

葛尾組合焼却施設から排出される焼却灰等については、全量を民間委託により最終処分しています。

エコパーク須坂の埋立容量及び埋立期間にも限りがあることから、新たに次期最終処分場の建設候補地について検討する必要があります。

表6-3 長野地域の最終処分場

設置主体	施設名称	形態	埋立開始年月	埋立面積 (ha)	埋立容量 (m ³)
長野広域連合	長野広域連合一般廃棄物最終処分場 (愛称名：エコパーク須坂)	管理型	令和3年2月	1.67	85,000

今後の方針及び施策

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会⁽²⁾の構築を図るため、廃棄物の3R〔Reduce（リデュース）（排出抑制）・Reuse（リユース）（再利用）・Recycle（リサイクル）（再生利用）〕を総合的に推進します。

1 ごみ処理施設の整備

○ 千曲市のB焼却施設整備は、葛尾組合の可燃ごみの焼却処理を早期に終了するため、試運転期間からその処理を引継ぐとともに、ながの環境エネルギーセンターで行っている長野市の一部の可燃ごみの焼

却処理を統合し、令和4年4月の本稼働を目指します。

- エコパーク須坂の埋立容量及び埋立期間にも限りがあることから、ごみ処理広域化基本計画に基づき、令和7年度を目標に次期最終処分場建設候補地の選定を進めます。

2 ごみ処理施設の管理及び運営

- ごみ処理施設の運営に当たっては、安全で安定した運転管理を継続するため、施設の運転・稼働状況を常にモニタリングするとともに、施設の安全性について地域住民の理解と信頼を確保するため、排ガス・処理水等の定期的な測定・分析結果等について適切な媒体を通じ情報公開を行います。
- ながの環境エネルギーセンターでのごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用した、高効率発電及び熱利用施設への熱供給により地域の低炭素化を促進します。

3 ごみ減量化の推進と災害廃棄物の処理

- 循環型社会の形成に向け、ごみ減量化の広域的な啓発活動や関係市町村相互の協力・連携を促進するとともに、市町村の実情にあった取組みを支援します。
- 災害によって発生した廃棄物の処理については、ごみ焼却施設を設置している近隣自治体及び他の広域連合との連携や相互協力について検討を進めます。

* 2 循環型社会：循環型社会形成推進基本法より抜粋

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

【計画期間中の目標】

- 千曲市のB焼却施設整備は、令和4年4月の本稼働を目指します。
- ごみ処理広域化基本計画に基づき、令和7年度を目標に次期最終処分場建設候補地の選定を進めます。

表6-4 今後の方針等とSDGsで目指すゴールとの関連

SDGsで目指すゴール		関連ターゲット
 7 再生可能エネルギーを拡大する	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大 エネルギー効率の改善率を倍増
 11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none"> 大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減
 12 つるまわりを大切にしよう	持続可能な生産消費形態を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化
 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	<ul style="list-style-type: none"> 有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展 情報への公共アクセスを確保
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進